

倒産事件における知的財産権の換価処分と実務対応

——破産事件の場合を中心に——

服 部 誠*
中 村 閑**

抄 録 会社について倒産手続が開始された場合、一般に、当該会社が保有する知的財産権は、管財人等により第三者に有償で譲渡がなされるか、それが困難な場合には放棄がなされることとなる。価値のある知的財産権がどのように処分されるかは、競業他社を含む関係者にとって関心事の一つであり、場合によっては、自ら譲り受けることを希望する場合もあろう。もっとも、企業等の知財実務において、他社の倒産手続に関与する機会は少ないのが実情であり、倒産手続における知的財産権の処分の実態は、あまり知られていないと思われる。そこで、本稿では、倒産手続の概要に触れた上で、知的財産権の処理が問題となりやすい破産事件を採り上げ、破産管財人による知的財産権の処分の実態について説明する。そして、最後に、破産会社の保有する知的財産権の譲受けを希望する場合に採るべき実務対応について説明する。

目 次

1. はじめに
 1. 1 倒産手続の種類
 1. 2 倒産手続の件数
 1. 3 知的財産権の処理が問題となりやすい類型
2. 破産手続の概要
 2. 1 破産手続の流れ
 2. 2 破産管財人の地位と権限
3. 破産手続における知的財産権の取扱い
 3. 1 破産手続において換価業務に知的財産権が関係する場合
 3. 2 破産管財人による知的財産権の換価
 3. 3 換価困難と判断した場合
 3. 4 破産管財人による知的財産権の換価の具体例
4. 破産会社の保有する知的財産権の譲受けを希望する場合に採るべき手段
5. おわりに

1. はじめに

1. 1 倒産手続の種類

倒産手続には、下にまとめたとおり、裁判所が関与して行われる法的手続と、裁判所が関与せず、債権者の同意を得て進められる任意手続とがある。

- 法的手続(裁判所が関与して行われる手続)
 - 清算型手続
 - 破産
 - 特別清算
 - 再建型手続
 - 会社更生
 - 民事再生
- 任意手続(裁判所が関与しない手続)
 - 私的整理

* 阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士・弁理士
Makoto HATTORI

** 阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士
Nodoka NAKAMURA

また、別の分類として、倒産手続には、清算型手続と再建型手続がある。

清算型手続は、債務者の総財産を金銭に換え、総債権者に対して、一定の配当率に従って弁済することを目的とする手続であり、これに属する法的手続として、破産と特別清算とがある。破産手続においては、裁判所が選任した破産管財人が、特別清算手続においては株主総会で選任された清算人が、債務者（倒産手続では、倒産した会社や個人のことを債務者と呼ぶ。）に属する財産の管理処分権を有することとなる。なお、破産手続において、申立時の財産が、破産手続を遂行する費用も支弁できないほどに不足している場合、一定の条件の下、破産管財人を選任することなく手続が終了することがあり、これを「同時廃止」という。もともと、少なくとも東京地方裁判所における現在の実務運用では、同時廃止は、破産者が法人ではなく個人の場合に限られ、破産者が法人の場合には、全件で、管財人が選任される¹⁾。

再建型手続は、債務者自身またはそれに代わる第三者が債務者の財産を基礎として経済活動を継続し、収益を上げ、この収益を債権者に対して金銭等の形で分配する手続である。再建型の法的手続には、民事再生手続と会社更生手続とがある。民事再生手続の大半は、個人の再生事件である個人再生事件であり、会社を対象とする再生事件は、個人再生事件と区別する意味で通常再生事件とも呼ばれる。民事再生手続においては、債務者自身が一定の制約の下、債務者に属する財産の管理処分権を保持するのに対し、会社更生手続においては、裁判所が選任した更生管財人にその管理処分権が帰属する。

私的整理は、債権者と債務者との話し合いにより事業再生を目指す再建型の任意手続と、会社の資産を換価し、債権者との話し合いによって債務を（一部ないし全部）弁済して会社を整理する清算型の任意手続とがあり、前者は、事

業再生ADR制度や中小企業再生支援協議会による再生支援事業を利用したもの等、様々な手法がある。

1. 2 倒産手続の件数

我が国における平成30年の個人以外の倒産手続（破産、特別清算、通常再生、会社更生）の新受件数は、以下のとおりであり、破産事件の件数が圧倒的に多い。

破産	：6,744件（前年比3.9%増）
特別清算	：312件（前年比6.9%減）
通常再生	：114件（前年比18.6%減）
会社更生	：4件（前年比6件減）

個人を含む破産事件の新受件数80,012件のうち、破産手続開始決定がなされた事件は77,539件であり、そのうち破産管財人が選任された事件は、31,048件（40.0%）である²⁾。

1. 3 知的財産権の処理が問題となりやすい類型

再建型手続においては、一部の事業について事業譲渡等が行われたり、不採算部門の事業を廃止したりする場合があるものの、多くの事件では債務者の経済活動が継続するから、債務者が保有する個別の知的財産権の処分が問題となる事案が多いとはいえない。

また、清算型手続のうち、特別清算は、破産に比して、簡易かつ柔軟な手続であり、申立に至る前に、大口債権者の事実上の承諾を得て、財産等の処分をほぼ終えている場合もある。以上によると、知的財産権の処分が行われやすいのは、破産手続であって、とりわけ、破産者が個人ではなく法人である場合である。

そこで、本稿では、以下、破産者が株式会社である場合の破産手続を採り上げ、破産手続の概要と、破産管財人による知的財産権の取扱い

に関する実務対応を説明した上で、最後に、破産会社の保有する知的財産権の譲受けを希望する場合に採るべき対応について説明することとする。

2. 破産手続の概要

2.1 破産手続の流れ

(1) 破産手続の開始

破産手続の開始原因は、支払不能（債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態）（破産法2条11号）又は債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態）である（破産法15条、16条）。

債務者や破産債権者等が、裁判所に対し、破産手続開始の申立てを行うと、裁判所は、開始原因の存否を審理し、開始原因が認められる場合、開始決定を行い、破産管財人を選任する（破産法74条）。破産管財人に就任するための資格の制限はないが、弁護士が選任されるのが通例である。

開始決定がなされると、裁判所は、開始決定の主文や破産管財人の氏名等を公告するほか（破産法32条1項）、これらを知れている破産債権者に通知する（破産法同条3項）。公告は、裁判所書記官が官報に掲載する方法によって行われる（破産法10条1項）。また、通知を受ける「知れている破産債権者」とは、破産会社が破産債権者として認識している者をいい、具体的には、破産手続の申立時に申立書に添付される債権者リストに記載されている者である。実務上、当該通知は、裁判所又は破産管財人が各破産債権者に対して、開始決定書類を債権届出書等と共に郵送する方法によってなされる。

以上のように、ある会社について破産手続が開始されたか否かは、当該会社の破産債権者で

あれば通知を受けることにより知ることができるとは、そうではない場合には、公告、報道機関による報道、株式会社帝国データバンクや株式会社東京商工リサーチ等による情報提供等によって知るほかない。

(2) 破産管財人による破産財団の管理・形成

破産管財人は、就任と同時に、破産財団の管理に着手する（破産法79条）。破産財団とは、破産債権者への配当の原資となる財団をいう。破産財団の「管理」とは、財産を保全する一切の行為をいい、財産を現実的な管理下において、管理処分権を行使しうる状態にすることをいう。破産管財人は、知的財産権を含め、破産財団に属する財産を換価して金銭に換えるなどして、破産財団の形成に努める。

また、破産管財人は、破産者が当事者として締結している契約について解除権を行使して契約関係を終了させたり、破産財団の形成に有用である場合にはこれを継続して取引を完了させたりする。

(3) 破産債権の確定

開始決定がなされると、破産債権者は、担保権（破産手続においては、「別除権」という。）を除き、個別にその債権の権利行使をすることが禁止され、破産手続によってのみ、権利を行使することができることとなる（破産法85条1項）。

具体的には、破産債権者は、開始決定書において指定された期間内に、破産債権の届出を行う。届け出られた破産債権についての破産管財人による債権調査・確定手続を経て、各破産債権者の債権額が確定することとなる。

(4) 破産手続の終了

破産財団の換価が全て終了した時点において、破産債権者への配当に足りる原資が形成できなかった場合には、配当を行うことなく、破

産手続が終了する（これを「異時廃止」という）。異時廃止とするか配当を行うかは、債権者集会前に、破産管財人と破産裁判所との打合せにより決められる。東京地方裁判所においては、破産財団が40万円を超える場合のみ、上記打合せが行われ、40万円以下の場合には必ず異時廃止とされる運用がとられている³⁾。

配当が行われる場合、破産財団の額から、裁判所が決定した破産管財人報酬の額や公租公課等の財団債権に相当する額を差し引いた残額を原資として、確定した破産債権の順位及び額に応じて、平等の割合で配当を行う。配当手続が終了すると、裁判所は破産手続終結決定を行い、破産手続が終了する（破産法220条）。破産手続の終了によって、原則として破産会社の法人格は消滅する（破産法35条参照）。

2. 2 破産管財人の地位と権限

(1) 破産管財人の地位と第三者性

破産手続の開始決定により、破産会社は解散し（会社法471条）、破産財団に属する財産の管理処分権は、破産管財人に専属することとなる（破産法78条）が、財産の帰属主体自体は破産会社であるため、破産手続が終了するまで、破産会社の法人格は存続する。

破産管財人の法律上の地位については議論があるが、破産財団に属する財産について管理処分権を行使する管理機構たる破産管財人自身に法人格を認めようとする考え方（管理機構人格説）が有力である。また、破産管財人は、破産債権者全体の利益のために破産財団に関する管理処分権を有するものであるから、財産に対する差押債権者と同様の第三者性を有すると解されている⁴⁾。

(2) 破産管財人の権限

破産管財人の管理処分権には、法律上・事実上、当該財産を変更する一切の権限を含み、破

産管財人は、裁判所の監督の下（破産法75条）、自ら管理処分権を行使する。裁判所の監督として、破産法78条2項は、一定の行為については、裁判所の許可を要する旨を規定している。破産管財人による知的財産権の任意売却は、その対価の額にかかわらず、裁判所の許可事項とされているため、破産管財人が破産財団に属する知的財産権を第三者に譲渡しようとする場合には、事前に裁判所に許可申請を行い、その許可を取得しなければならない。

3. 破産手続における知的財産権の取扱い

3. 1 破産手続において換価業務に知的財産権が関係する場合

破産手続において、破産管財人による破産財団に属する財産の換価業務に知的財産権が関係する場合としては、大別して、知的財産権そのものを換価する場合と、知的財産ライセンス契約に基づいて製造ないし取得された在庫商品を譲渡する場合とがある。本稿では前者を採り上げる。

換価対象となる知的財産権には、登録制度のある権利のみならず、著作権、ノウハウ、営業秘密等の通常登録されていないものも含まれるが、それらの登録されていない知的財産権は、破産会社の従前の事業において、複製物の譲渡が行われているとか、権利自体がライセンスの対象とされているなどの事情がない限り、破産管財人において、これらが破産財団に属する財産であることを認識しにくいという面があり、換価の対象とされない場合がありうる。

3. 2 破産管財人による知的財産権の換価

(1) 事業譲渡と共に知的財産権が譲渡される場合

破産管財人は、裁判所の許可を得て、事業譲

渡を行うことができる（破産法78条2項3号）。

破産原因が本業以外にあり、破産会社が価値のある知的財産権を保有している場合等には、破産手続において事業譲渡がなされる可能性があり⁵⁾、当該事業譲渡に伴って知的財産権も譲受先に譲渡されることが多い。その場合、破産管財人としては、知的財産権の価値もふまえて、事業譲渡の対価額を決する必要があるにしても、譲渡対象となる知的財産権の対価の総額をもって評価すれば足り、必ずしも、個別の知的財産権の価値評価を行う必要はない。

(2) 破産管財人により、個別の知的財産権が譲渡される場合

1) 譲受希望者の探索

ア 破産会社による単独保有の場合

破産管財人は、個別の知的財産権の換価を行おうとする場合、登録制度のある知的財産権については、まずは、申立書に添付されている登録原簿の写しや、独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等を利用して、当該知的財産権の登録状況を確認する。これにより、破産管財人は、知的財産権について、共有者や実施権者の有無を把握する。

知的財産権が破産会社による単独保有の場合には、後述する共有や実施権者が存在する場合とは異なり、広く譲受候補者を募ることが可能である。そこで、破産管財人としては、破産会社の知財担当の従業員への聴取や、知人のつてをたどるなどして、当該知的財産権の譲受けを希望する可能性のある者に関する情報収集を行って譲受候補者を選定し、個別に又は一斉に、譲受けを打診することになる。場合によっては、当該知的財産権に係る発明等の実施品と競合する製品の製造販売事業者に対して、譲受けの打診を行うこともある。破産管財人がどのように知的財産権を処分するかは破産管財人の善管注

意義務のもと、破産管財人の裁量に委ねられる部分が多いから、破産財団に属する知的財産権に関心がある場合には、早期に破産管財人に連絡をとって、意向を破産管財人に伝えると共に、破産管財人の処分方針を確認することが肝要であろう。

イ 第三者との共有の場合

知的財産権が第三者と共有されている場合、破産管財人は、その持分を換価することになる。具体的には、持分の譲渡か、共有物の分割の方法による。

知的財産権の共有者は、他の共有者の同意なくしてその持分を譲渡することができないから（特許法73条1項、著作権法65条、商標法35条等）、破産管財人が持分の譲渡を行う際には、他の共有者の同意を得る必要がある。

また共有物の分割とは、共有権者が、他の共有権者に対し、共有物分割請求（民法256条）を行使することにより、共有物を分割することをいう。具体的には、当該知的財産権を他の共有権者に単独で帰属させる代わりに、当該知的財産権の価格を算定し、持分割合に応じた金銭の支払いを請求する方法（価格賠償による分割）か、共有物を競売により他に売却し、その代金を分割する方法（代金分割）による⁶⁾。

実務上は、共有に係る権利の持分を他の共有者ではない第三者に譲渡したり、共有物の分割を行ったりすることには困難が伴う。そのため、破産管財人としては、当該知的財産権の他の共有者に持分を有償で譲渡するのが、早期かつ破産財団の増殖につながる有効な方法であるといえ、申請費用程度で譲渡することも多いと指摘されている⁷⁾。もっとも、破産管財人が当該持分を放棄すれば、他の共有者がその持分を取得できることになるから（民法255条）、他の共有者から放棄を迫られ、現に放棄することもある。

ウ 実施権者がいる場合

2011年特許法改正により導入された通常実施

権の当然対抗制度（特許法99条，実用新案法19条3項，意匠法28条3項）により，特許権，実用新案権又は意匠権の通常実施権の許諾を受けた実施権者は，特許庁への通常実施権の登録を行わなくても，特許権等を譲り受けた者からの差止請求等に対応できることとなった。

通常実施権が許諾されているこれらの権利については，破産管財人は，当該負担が付いた状態で権利を第三者に譲渡することを検討することとなる。この場合に，ライセンサーである破産会社の契約上の地位が譲受人に当然に承継されるか否かについては争いがあり，実務の取扱いが確立されていない⁸⁾。実施権者にとっても，権利関係が不明瞭な状態におかれることは望ましくないため，実施権者の側から破産管財人に対して，譲受けの申出がなされることもある。破産管財人としては，第三者の譲受希望者を探索しつつ，実施権者を有力な譲受候補者として条件交渉を行うことが多い。

なお，本稿執筆時現在，商標権については従来の使用権登録制度が維持されており，著作権については，そもそも使用権の登録に関する制度がない。使用権が登録されている商標権については，特許権等と同様の処理が行われることになる。他方，使用権の登録がなされていない商標権や著作権については，使用権者を有力な譲受候補者として条件交渉を行いつつ，それと並行して，使用権を維持した上で第三者に譲渡することも検討する。使用権者は，譲受人に使用権を対抗することはできないこととなるため，譲渡により使用継続ができなくなることがあり得，その場合，破産管財人は使用権者から債務不履行に基づく損害賠償請求を受ける可能性がある。そこで，破産管財人としては，知的財産権の譲渡により使用権者から損害賠償請求を受けないように留意しつつ，第三者への譲渡を検討していくことが多いと思われる。さらに，破産財団の増殖により有利であると見込ま

れる場合には，破産管財人が，使用許諾契約を解除した上で，使用許諾のなされていない権利として譲渡することもありうる。使用許諾契約は，いわゆる「双方未履行の双務契約」に該当することから，破産管財人が，使用許諾契約を解除することを選択することができるのである（破産法53条1項）。

2) 知的財産権の価値の評価方法

以上のようにして譲受候補者が見つかった場合，破産管財人は，どのような方法で知的財産権の価値を評価するのであろうか。

一般に，財産の評価方法としては，マーケットアプローチ，インカムアプローチ，コストアプローチがあるといわれる。

マーケットアプローチは，類似の取引事例等の価格からアプローチする手法であるが，知的財産権については売買市場が整備されていないため，このアプローチを有効に適用できるケースは多くないと指摘されている。

また，インカムアプローチは，得られる将来の利益からアプローチする方法であり，評価対象となる知的財産権が実施許諾の対象とされている場合には，有効な手法であると思われる。もっとも，破産会社が締結している実施許諾契約がクロスライセンス契約である場合には，インカムアプローチによる評価は困難であろう。

コストアプローチは，知的財産権を生み出すために要した原価等をもとに価値を評価する手法であるが，すでに事業をやめ，知的財産権を売却して現金化しなければならない局面では，必ずしも意味がある手法ではないと指摘されている。

このように，各評価手法には，いずれも難点がある。破産管財人としては，可能な限り複数の譲受希望者から条件の提示を受けるとともに，その必要性がある場合には知的財産権の評価に精通した会計士やコンサルタント等に価値

評価を依頼するなどして、知的財産権の価値の客観的評価に見合う条件での換価を目指すこととなる。

3) 譲渡の手続

条件の合意ができれば、破産管財人は、裁判所の許可を受けた上で、あるいは裁判所の許可を効力発生要件として、譲受人との間で譲渡契約書を締結するのが一般的である。

破産手続の終了により破産会社は消滅するため、破産管財人が破産財団に属する財産を換価する場合には、瑕疵担保責任を負わない旨を定めるのが一般的である。そのため、知的財産権の譲渡契約書においても、一般の譲渡契約書にみられるような、無効原因等や実施許諾の不存在等の保証条項を設けず、むしろ、これらについて一切責任を負わないとされることが圧倒的に多い。2020年4月1日に施行される債権法改正後は、契約不適合責任に関する条項として、同趣旨の規定が設けられることになろう。

登録制度のある権利については、移転登録が効力発生要件であるから（特許法98条、実用新案法26条、意匠法36条、商標法35条）、譲渡契約書締結の後、破産手続中に移転登録を行う必要がある。

4) 個別の権利の特殊性

以上のとおり、破産管財人による知的財産権の譲渡について概説したが、以下では、権利の種別による特殊性について触れておきたい。

ア 特許権、実用新案権、意匠権

特許権、実用新案権及び意匠権（以下「特許権等」といい、これらに係る知的財産を「発明等」という。）については、登録制度があることから、破産管財人において、破産財団に属する財産としての把握が比較的容易である。また、破産管財人は、破産会社の従業員から発明等の実施状況や市場の状況等について説明を受ける

ことで、ある程度、当該特許権等の価値の把握が可能であると思われる。

さらに、特許権等については、実施許諾の対象とされていることがある。そのため、一つの権利について複数の通常実施権が許諾されている場合には、破産管財人としては、それらの実施権者に対して、それぞれ、譲渡を打診し、条件の比較を行うことが考えられる。

加えて、発明等を実施しようとした場合に必要となる装置や金型等が存在する場合、破産管財人としては、これらの装置や金型等と共に特許権等を譲渡することも考える。

イ 商標権

商標権も、登録制度があることから、破産管財人において、破産財団に属する財産としての把握が比較的容易であることは、特許権等と同様である。

もっとも、破産手続において、商標を使用する製品や役務に係る事業を事業譲渡する場合には、当該事業に関わる商標権もこれに伴って譲渡されることが考えられるが、そうではない場合、破産手続の開始によって破産会社の保有する商標のブランド価値は、相当に毀損されることが通常である。そのため、一般に、破産管財人にとって、商標権の譲渡希望者をみつけることは極めて困難である。

ウ 著作権

著作権法には特許権等や商標権のような登録制度がないため、破産管財人が破産財団に属する著作権の全容を把握するには困難が伴う。また、創作性の高低を問わなければ、会社が保有する著作権は多数に上りうるが、譲渡する価値のある著作権は、そのごく一部に限られる。そのため、破産財団に属する著作権のうち、実務上、破産管財人による譲渡の対象となるのは、映像制作会社における映像に関する権利、ゲーム・コンテンツ制作会社におけるコンテンツに関する権利のように、事業において用いられ、

その著作物の複製物の販売や、著作権の実施許諾により収益を得ている場合が多い。

事業に用いられている著作権については、その著作物の利用状況を把握することで、破産管財人として、著作権としての価値の把握も比較的容易であると思われる。

なお、破産管財人との著作権の譲渡契約においても、著作権法27条及び28条の権利の譲渡を明記しておく必要があることは、通常の場合と同様である（著作権法61条2項）。

著作者人格権は、一身専属性を有する権利であり、譲渡の対象にはならない（著作権法59条）。上述したとおり、破産管財人は破産会社に対して第三者性を有しているが、破産会社の職務著作の著作者人格権については、破産財団に属すると解する見解がある。破産管財人との著作権の譲渡契約において、著作者人格権の不行使特約を定めた場合の意味は、破産管財人の任務終了までの間、破産管財人がこれを行わないということであり、破産手続の終了に伴う破産会社の法人格の消滅の時点で、著作者人格権も消滅すると解される。

エ ノウハウ、営業秘密

ノウハウや営業秘密については、著作権以上に、破産管財人において、破産財団の財産として把握しえない可能性が高い。また、その性質上、非公知な情報であるから、第三者の側から譲受けの打診がなされる可能性も低い。そのため、破産手続において、ノウハウや営業秘密の譲渡が行われるのは、事業譲渡と共になされる場合が大半であると思われる。

なお、破産管財人には弁護士が就任するのが通例であるとはいえ、倒産法の専門家が、必ずしも知的財産法の専門家であるとは限らず、破産管財人が、秘密管理性や非公知性等の営業秘密の要件を熟知しているとは限らない。そのため、ノウハウや営業秘密を譲渡の対象とする場合には、破産管財人が裁判所への報告書類や破

産債権者に配付する資料等に当該営業秘密の具体的内容を記載することにより秘密管理性や非公知性の要件を欠くこととならないよう、必要に応じて、譲受人側から注意喚起を行うことが望ましい場合もあろう。

3. 3 換価困難と判断した場合

破産管財人は、破産債権者に対してより多くの配当を行うことを目指して破産財団に属する財産の換価に努める。譲受希望者が複数存在する場合には、譲受希望価格の提案を重視しつつ、譲受に関する他の条件、譲受希望者の属性、後日の紛争可能性等を総合考慮して、譲受人を決定する。破産会社が保有する知的財産権と譲受希望者が複数存在する場合には、できるだけ多くの知的財産権を最も破産財団の増殖に資する組合せで複数の譲受人に譲渡することも考慮されよう。

他方で、破産管財人は、破産手続の迅速な進行も考慮する必要がある。破産管財人は、破産事件の内容・規模、破産債権者その他の利害関係人の意向、処分による破産財団の増殖の程度、換価に要する時間、配当率の向上の程度等、様々な事情を総合考慮しながら、処分の要否や方法の選択等についてバランスのとれた判断をすることが求められる。換価に相当な時間を要する一方で配当率の向上がわずかに留まる場合や、換価に費用を要し財団の増殖につながらない場合には、当該財産を破産財団から放棄することもありうる。また、譲受希望者が複数いる場合、最終的に誰に譲渡するかは、善管注意義務（破産法85条）の下、破産管財人の判断に委ねられており、たとえば、一番高価な評価をした譲受候補者の信用状態が芳しくないといった事情がある場合には、迅速な対価の支払がより確実に見込まれる2番目に高価な評価をした譲受候補者に譲渡することもあり得る。

破産管財人にとって、同業他社や破産会社の

関係者に譲受希望者がいない場合に、破産財団に属する知的財産権の譲受希望者を探し出すことは困難を極める。

そのような場合、破産管財人としては、必要に応じて、債権者集会において、当該知的財産権の処分の方針について報告し、破産債権者の反応を確認しつつ、必要に応じて裁判所の許可を得て⁹⁾、知的財産権に対する管理処分権を財団から放棄することになる。

破産財団から放棄された知的財産権の管理処分権は、破産会社に戻る。破産会社は、破産手続開始決定によって解散した清算法人であるが、従前の取締役が当然に清算人となるものではなく、定款で定める者（会社法478条1項2号）、株主総会決議によって選任された者（同3号）又は裁判所が選任した者（同条2項）が清算人となり、破産手続の終了まで、当該知的財産権について、管理処分権を有することとなる。

3. 4 破産管財人による知的財産権の換価の具体例

次に、筆者らが破産管財人として経験した知的財産権の換価の具体例をいくつか採りあげてみたい。

ある事案では、破産会社が、別の事業会社と数年間にわたり共同で大きなイベントを開催しており、当該イベントの名称を商標登録し、破産会社と事業会社とで当該商標権を共有していた。事業会社は、将来においても当該イベントを継続することを検討していたため、破産管財人に対し、破産会社の持分について、放棄か廉価での買い取りを希望した。破産管財人としては、従前の経緯を鑑み、第三者への売却は考えなかったが、持分の譲渡価格について折り合いがつかなかった。そこで、裁判所の許可を得て商標権の共有物分割請求訴訟を提起することを検討し、事業会社にその旨を伝えて再度交渉し

たところ、先方が譲歩してくれたため、訴訟提起せずに解決に至った。当該持分には一定の経済的価値があると思われたため、破産管財人としては、ただ同然で譲り渡すことは難しい事案であった。仮に先方が譲歩してくれていなかったら、共有物分割請求訴訟を提起していたと思われる。

また、コンテンツ制作会社が破産したある事案においては、当該破産会社が著作権を有するコンテンツをいかに処分するかが問題となった。現に使用されているか、あるいは、過去に使用された実績があるコンテンツについては、ライセンスに買い取りを打診し、見込みがあれば、過去の実施料収入やコンテンツ製作に要した費用等を踏まえて破産管財人側から金額を提示した。そして、交渉の末、合意に至れば処分が完了し、合意に至らなければ、他の関係者等（破産会社の取引先、融資先、破産会社の役員、またはそれらの知り合い等）に対して買い取りを打診した。買い取りを希望する者が出てくればよいが、出てこないコンテンツも多く、それらは財団から放棄することとした。また、使用実績がないか、使用実績があってもライセンスと連絡がとれない場合には、関係者等に買い取りを打診し、手を挙げる者がなければ（ほとんどのコンテンツがそうってしまったと思われる。）、財団から放棄することとした。コンテンツをまとめて買い取ってくれる者が出てくればよいと期待していたが、そのような者は現れなかった。

破産会社が特許権を保有していた事案も複数存在する。ただ、筆者らが破産管財人として関与した案件では、（たまたまだと思われるが、）うまく処分できたケースは記憶の限り存在しない。理由としては、かつては実施していたが現在では技術が陳腐化して実施されていない、権利範囲が狭すぎる、そもそも破産会社の代表者が趣味で取得したような特許に過ぎなかったな

どが理由であった事件が多いが、特許料の不払いで既に権利が失効していたケースや、未だ出願中であって特許査定を受けていないケースも多く存在した。また、破産会社が共有特許の持分を保有していた事案があったが、やはり技術が陳腐化しており、共有者が買い取りにまったく関心を示さなかったため、やむを得ず財団から放棄した事案もあった。

他には、破産会社と破産会社の代表者について同時に破産手続開始決定がなされ、当該代表者が特許権と商標権を保有していた事案もあった。しかし、特許権については、競業他社は代替技術を有しており、当該特許権に係る発明の実施は不要であるとして譲受けを拒絶され、商標権については、破産会社の商号に係る商標権であったために、ブランド価値の棄損が激しく、いずれについても譲受希望者を探し出すことができず、換価困難として破産財団から放棄した。

さらに、筆者らが破産管財業務を行っている弁護士から聴取したところによると、特許権の換価に関する事例として、事業譲渡に伴う特許権の共有持分の譲渡について、共有者の承諾が得られず、破産管財人が裁判所の許可を得て共有物分割請求訴訟を提起した後に、共有者との和解が成立し、当初の譲受先に共有持分を譲渡した事案や、破産管財人が国内外の競業他社数社に複数の特許権の買い取りの検討を依頼し、複数社から、それぞれその一部について買い取りの意向表明と金額の提示を受け、破産財団の増殖に資する条件を提示した先に譲渡したという事案もあるようである。

4. 破産会社の保有する知的財産権の譲受けを希望する場合に採るべき手段

次に、破産会社が保有している知的財産権の譲受けを希望する第三者の立場において、検討されるべき実務対応を、次のとおり提言する。

(1) 破産手続開始決定の事実の把握

上述したとおり、ある会社について破産手続開始決定がなされた事実は、当該会社の知れている破産債権者にしか個別の通知はなされず、公告や倒産関連報道により知るほかない。破産手続開始決定前には、会社内においても、申立ての準備をしていることを知る者は役員とごく一部の従業員に限られ、その他の従業員は、開始決定後に知ることになることも珍しくないから、破産会社から事前に情報を得ることも期待できない。

知的財産部員としては、日頃より、他社の保有する知的財産権の把握・評価と、そのうち機会があれば譲受けを希望するものの選別に努め、当該知的財産権を保有する会社の信用情報を定期的に確認するなどして、迅速な初動ができるように備えておくことが必要である。

(2) 破産管財人への通知

譲受けを希望する知的財産権を保有する会社について、破産手続開始決定の事実を知った場合には、速やかに、破産管財人に、その旨の通知を行うべきである。

上述したとおり、破産管財人は、就任直後から、換価すべき財産の把握に努める。知的財産権の換価は必ずしも容易ではなく、交渉等に時間を要する可能性があることは破産管財人に就任する弁護士の共通の認識であると思われることから、破産会社が知的財産権を保有していることが申立書等から判明すれば、破産管財人が、速やかに譲受希望者の探索を開始することが見込まれる。

この通知のタイミングを逸してしまうと、破産手続の迅速処理の要請から、換価手続から外されてしまうこともありうるので、速やかな対応が必要になる。

なお、上述したとおり、破産管財人は、必ずしも知的財産権の専門家ではなく、特許庁に対

する移転登録手続等について精通していない場合もある。譲受けを希望する側においても、破産管財人に対し、当該知的財産権の性質に応じて、必要な処理や、破産管財人において留意すべき事項を説明できるようにしておくことが望ましい。

また、通常ではあまり考えられないが、破産管財人がこちらの意向を無視してまったく取り合おうとしないなど、何ら説明なく不合理な対応に終始していると思われるような場合には、破産管財人を監督する立場にある裁判所に相談してみる（あるいは、裁判所に相談せざるを得ない旨を破産管財人に伝える）こともありうるであろう。

(3) 破産手続の進捗状況の把握

事案にもよるが、破産管財人は、開始決定時に定められる第1回債権者集会期日の1週間前までには、破産財団に属する財産について、一応の処理方針を検討しているはずである。そのため、譲受希望を通知した後、破産管財人側から反応がない場合には、第1回債権者集会期日の前までに、破産手続の進捗状況を問い合わせることも必要である。

5. おわりに

以上、破産管財人による知的財産権の処分の実態について説明し、破産会社の保有する知的財産権の譲受けを希望する場合に採るべき実務対応を示した。本稿が関係各位の参考となり、

また、倒産事件における知的財産権のより円滑な換価処分の促進に資するものであれば幸いである。

注 記

- 1) 蛭川明彦, 金融法務事情, No.2110, p.20
- 2) 児島=吉田, NBL, No.1146, pp.14-18
- 3) 「破産管財の手引(第2版)」中山孝雄ほか編, pp.320-321, 金融財政事情研究会(2015)
- 4) 岡伸浩=神原千郷=佐々木英人, 逐条 破産法・民事再生法の読み方, pp.133-134 (2018), 商事法務
- 5) 沖中康人「倒産手続と知的財産についての若干の覚書」, 現代知的財産法 実務と課題 飯村敏明先生退官記念論文集, p.93 (2015), 発明推進協会
- 6) 中山信弘, 特許法〔第3版〕 pp.314-315 (2016), 弘文堂
- 7) 野村剛司=石川貴康=新宅正人, 破産管財実践マニュアル〔第2版〕, p.165 (2013), 青林書院
- 8) 「現代型契約と倒産法」実務研究会編, 現代型契約と倒産法, p.304 (2015), 商事法務
- 9) 破産管財人による「権利の放棄」は裁判所の許可事項であるが(破産法78条2項12号), 100万円以下の価額を有するものについては許可を要しないとされている(同条3項, 破産法規則25条)。

参考文献

- ・伊藤眞, 破産法・民事再生法〔第3版〕(2014), 有斐閣
- ・岡伸浩ほか, 破産管財人の財産換価, pp.387-417 (2015), 商事法務

(原稿受領日 2019年7月17日)